

重要事項説明書（短期入所生活介護サービス）

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 下呂福祉会
事業者の所在地	岐阜県下呂市萩原町羽根 2710番地3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 熊崎 敏彦
電話番号	0576-52-1279

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームかなやまサニーランド
施設の所在地	岐阜県下呂市金山町金山 973番地7
岐阜県知事指定番号	2172800647
施設長名	二村 一範
電話番号	0576-32-4800
ファクス番号	0576-34-0128

3. ご利用施設あわせて実施する事業

事業の種類	岐阜県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム	平成16年3月1日	2172800316	50人

4. 事業の目的と運営の方針

社会福祉法人下呂福祉会は、要支援又は要介護状態にある高齢者に対して適切な指定介護福祉施設サービス事業や指定短期入所生活介護サービス事業及び、指定介護予防短期入所生活介護サービス事業を提供します。

事業の実施にあたり介護職員等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等その他の生活にわたる援助を行います。また、事業の実施に当っては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な事業の提供に努めます。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		1 3 , 5 9 7 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り3階建て(耐火建築)
	延 床 面 積	3 , 8 6 0 . 6 9 m ²
利 用 定 員		1 6 人

(2) 居室 (本体施設の特別養護老人ホームとの合計)

居室の種類	室 数	面 積	1 人当りの面積
個 室	2 6 (2 0)室	3 5 4 . 0 6 m ²	1 3 . 6 m ²
2 人 部 屋	4 (3)室	1 0 1 . 8 7 m ²	1 2 . 7 m ²
4 人 部 屋	8 (6)室	3 4 6 . 2 3 m ²	1 0 . 8 m ²

(注1) 上記の()内は本体施設の特別養護老人ホーム使用居室数です。

(3) その他の主な設備 (本体施設の特別養護老人ホームとの合計)

設備の種類	室 数	面 積	1 人当りの面積
食 堂	2 室	1 2 8 . 9 6 m ²	2 . 5 3 m ²
機能回復訓練室	1 室	3 8 . 2 5 m ²	
デ イ ル 一 ム	2 室	1 1 5 . 6 0 m ²	
機 械 浴 室	特殊浴槽1台	4 7 . 8 7 m ²	
一 般 浴 室	2 室	3 4 . 0 7 m ²	
脱 衣 室	1 室	3 8 . 0 9 m ²	
便 所	8 箇所	1 0 6 . 8 5 m ²	
洗 面 所	2 個所	6 . 6 0 m ²	
医 務 室	1 室	1 7 . 8 8 m ²	
静 養 室	2 室	3 7 . 4 2 m ²	
面 会 室	1 室	1 8 . 0 9 m ²	
介 護 準 備 室	2 室	1 1 8 . 6 0 m ²	
看 護 職 員 室	1 室	1 7 . 8 8 m ²	
調 理 室	1 室	1 1 0 . 6 1 m ²	
洗 灌 室	2 室	1 0 3 . 5 8 m ²	

6. 職員体制（主たる職員）注)本体施設の特別養護老人ホームとの合計

従業者の職種	職員数	区分				常勤換算後の人員	介護保険法指定基準	保有資格 (本体施設の特別養護老人ホームとの兼務含む。)			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
施設長	1	1				1	1				
生活相談員	1	1				1	1以上	社会福祉士			
介護支援専門員	1		1			1	1以上	介護支援専門員			
管理栄養士	1	1				1	1以上	管理栄養士			
介護職員	30	16	1	13		28.4	22以上 (内、看護職員は2以上)	介護福祉士 21名			
看護職員	5	3		2				看護師 2名 准看護師 3名			
機能訓練指導員	1			1		0.6	1以上				
医師	(2)				(2)	—	1以上	診療科(内科・精神科)			
1. 介護保険法指定基準の職員数は利用者定員 66 名（含む短期入所生活介護 16 名）に 対してのものです。 2. 職員数及び保有資格は令和 7 年 4 月 1 日現在を表示しています。											

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	日勤 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務
生活相談員	日勤 (9 : 00 ~ 18 : 00) 常勤で勤務
介護支援専門員	日勤 (9 : 00 ~ 18 : 00) 常勤で勤務
管理栄養士	日勤 (9 : 00 ~ 18 : 00) 常勤で勤務
介護職員	早番 (7 : 00 ~ 16 : 00) 日勤 (10 : 00 ~ 19 : 00) 遅番 (13 : 00 ~ 22 : 00) 深夜 (22 : 00 ~ 翌日 7 : 00)
看護職員	早番 (8 : 00 ~ 17 : 00) 日勤 (9 : 30 ~ 18 : 30) ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	日勤 (9 : 00 ~ 18 : 00) 非常勤で勤務
医師	内科 週 2 日 (月曜日・金曜日) 精神科 月 2 回

8. 施設サービスの概要（介護保険給付によるサービス）

食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養ケア計画を個別に作成し定期的な評価（栄養マネジメント）を行い、利用者の身体状況・食形態に配慮した食事を提供します。 <p>【食事時間】</p> <table> <tr> <td>朝食</td><td>7:30～9:30</td></tr> <tr> <td>昼食</td><td>11:30～13:15</td></tr> <tr> <td>夕食</td><td>17:00～18:30</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 食事はできるだけ離床してとつていただけるように配慮します。 食べられない物やアレルギーの方は事前にご相談ください。 誤嚥性肺炎や感染症予防を図るために毎食後口腔ケアに努めます。 	朝食	7:30～9:30	昼食	11:30～13:15	夕食	17:00～18:30
朝食	7:30～9:30						
昼食	11:30～13:15						
夕食	17:00～18:30						
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 自立排泄、時間排泄、オムツ使用等、利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。 						
入 浴 ・ 清 拭	<ul style="list-style-type: none"> 入浴日及び入浴時間 <table> <tr> <td>座浴</td> <td>月～日曜日</td> <td>9:30～16:30</td> </tr> <tr> <td>個浴</td> <td>月～日曜日</td> <td>9:30～16:30</td> </tr> </table> 体調により入浴日に入浴のできない方には清拭で対応します。 	座浴	月～日曜日	9:30～16:30	個浴	月～日曜日	9:30～16:30
座浴	月～日曜日	9:30～16:30					
個浴	月～日曜日	9:30～16:30					
離 床	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、特別な場合を除きできる限り離床のお手伝いをします。 						
着 替 え	<ul style="list-style-type: none"> 毎朝夕の着替えのお世話をします。 						
整 容	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りのお世話をします。 						
シ 一 ツ 交 換	<ul style="list-style-type: none"> 適宜実施します。（汚染時は随時） 						
洗 灌	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、衣類の洗濯を行います。 						
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により機能訓練を行います。 						
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> 緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 <p>【看護責任者】澤田 真奈美</p>						
介 護 相 談	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びご家族からの相談に応じます。 <p>【相談窓口】生活相談員 二村 俊臣 電話 0576-32-4800</p>						

※看護職員と介護職員の連携による医療的ケア

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という。）が必要になっても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも利用していただけるよう、医療行為の一部を必要時に医師・看護職員との連携の下で研修を受けた介護職員も行います。

9. 施設利用料（法定代理受領で1割負担を前提としています。）

注）一定以上の所得のある方の利用者負担割合は2割または3割です。

負担割合については、下呂市から交付される「負担割合証」をご確認ください。

(1)基本料金 サービス利用 1日当たりに係る自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による介護度の区分によって利用料が異なります。

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	603円	672円	745円	815円	884円
従来型個室	603円	672円	745円	815円	884円

介護度	要支援 1	要支援 2
多床室	451円	561円
従来型個室	451円	561円

(2)加算料金 上記、料金に加算される金額：その他介護サービス加算の内訳

以下に示す項目の加算は、施設の体制や身体状況等の要件により加算される場合や、日数による期間の限定で加算が算定されます。

生活機能向上連携加算（II）	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、機能訓練のマネジメントを行った場合に算定します。	200円／1月当たり
機能訓練指導体制加算	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合に算定します。	12円／1日当たり
個別機能訓練加算	事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、個別の機能訓練を実施した場合に加算されます。	56円／1日当たり
看護体制加算（I）	常勤の看護師を1名以上配置している施設の加算です。	4円／1日当たり
看護体制加算（II）	看護職員を基準以上配置しており、協力病院との24時間連携体制を確保している施設の加算です。	8円／1日当たり
看護体制加算（III）イ	看護体制加算（I）の算定要件を満たし、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる施設の加算です。	12円／1日当たり
看護体制加算（IV）イ	看護体制加算（II）の算定要件を満たし、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる施設の加算です。	23円／1日当たり
医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視を行うなどの要件を満たし、重度の利用者を受け入れた場合に加算されます。	58円／1日当たり
夜勤職員配置加算（I）	夜勤帯17:00～9:00に、介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算です。	13円／1日当たり
夜勤職員配置加算（III）	夜勤職員配置加算（I）の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している施設の加算です。	15円／1日当たり
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入を行い、利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に加算されます。	120円／1日当たり
送迎加算	施設で送迎を行った場合に加算されます。	184円／片道
口腔連携強化加算	事業所の介護職員等が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合の加算です。	50円／1回当たり 1月に1回を限度

緊急短期入所受入加算	やむを得ない理由により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急と認めた場合、短期入所生活介護を緊急に行った日から起算して原則7日を限度として加算されます。	90円／1日当たり
療養食加算	医師の指示（食事箋）に基づく療養食の提供が行なわれた方に加算されます。1日3食を限度とし、1食を1回とします。	8円／1回当たり
在宅中重度者受入加算	短期入所生活介護を利用中に、在宅生活において利用している訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合に加算されます。	425円／1日当たり
認知症専門ケア加算（I）	認知症高齢者が一定以上利用しており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定以上配置した場合に算定します。	3円／1日当たり
認知症専門ケア加算（II）	認知症専門ケア加算（I）を算定している施設で、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置した場合に算定します。	4円／1日当たり
生産性向上推進体制加算（I）	（II）の要件を満たし、データにより成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行う施設の加算です。	100円／1月当たり
生産性向上推進体制加算（II）	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、その取組による効果を示すデータの提供を行う施設の加算です。	10円／1月当たり
サービス提供体制強化加算（I）	介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上または勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している施設の加算です。	22円／1日当たり
サービス提供体制強化加算（II）	介護職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置している施設の加算です。	18円／1日当たり
サービス提供体制強化加算（III）	以下のいずれかに該当する施設の加算です。 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上 ③利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上である者が30%以上	6円／1日当たり
介護職員等処遇改善加算（I）	加算（II）の要件に加え、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置している場合に介護報酬の総額に上乗せされます。	加算率 14.0%
介護職員等処遇改善加算（II）	加算（III）の要件に加え、総合的な職場環境の改善を実施している場合に介護報酬の総額に上乗せされます。	加算率 13.6%
介護職員等処遇改善加算（III）	加算（IV）の要件に加え、資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備を実施している場合に介護報酬の総額に上乗せされます。	加算率 11.3%
介護職員等処遇改善加算（IV）	介護職員の基本的な待遇改善、ベースアップ等を実施している場合に介護報酬の総額に上乗せされます。	加算率 9.0%

10. 介護保険給付外サービスと料金

(1) 食費・居住費

特定入所者介護サービス費認定等による負担限度額が適用されており、利用者負担段階が

1から3に該当する場合は、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく料金の上限となります。

利用者負担限度段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	※1,445円
居住費	多床室	0円	430円	430円	915円
	個室	380円	480円	880円	1,231円

※食費内訳：朝食295円 昼食625円 夕食525円

※介護サービスの向上のためや利用者の体調等に応じて、居室が変更になる場合があります。

(2) その他日常生活品費

利用される品目により該当するものとしないものがあります。入所契約の際にそれぞれの品目について確認をいたします。また、入所以降でも個々の品目について利用の変更はいつでも可能です。

サービスの種別	内 容	自己負担額
喫茶等	当施設では、喫茶などを行います。	実費をご負担いただきます。
教養娯楽	習字、お花、絵画、刺繡等の趣味活動等の材料費	実費をご負担いただきます。

(3) サービス提供とは関係のない費用

サービスの種別	内 容	自己負担額
嗜好品	個人の嗜好によるもの（お菓子、酒、コーヒー、喫茶にかかる費用等）	実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	希望に応じての購入の代行をさせていただきます。	実費をご負担いただきます。
クラブ・行事等	一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの	実費をご負担いただきます。
私物の洗濯代	施設で行う洗濯サービスとは別に、希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合	実費をご負担いただきます。
テレビの視聴	テレビの視聴を希望される場合はご相談ください。（ビデオ、DVD機能なし）	視聴料 150円/日 (電気料を含む。)
キャンセル料	入所日の前日午後5時以降にキャンセルをされた場合は、1,000円ご負担いただきます。（キャンセル理由を問わず）	キャンセル料 1,000円/1回
コピー代 写真代	サービス提供に関する記録その他の写し、または行事等の写真のプリントをする場合	実費をご負担いただきます。
その他	備付以外の電気機器を室内で使用される場合は、電気料をご負担いただきます。 電気機器のうち、室内で使用することが危険となる機器（電気ストーブ、電気コンロなど）については認められません。 ※機器を持参される場合は予めご相談ください。	電気料(1コセット)当たり 80円/日

※これらの項目は現段階で想定されるものの一部を例として記載したもので、限定列挙ではありません。

(4) 特別な食事

サービスの種別	内 容	自己負担額
特別な食事	ご希望に応じた特別なメニューや食材にかかる費用	実費をご負担いただきます。

※医療について

当施設の嘱託医による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、医療保険適用により別途自己負担していただくことになります。

11. 利用料金のお支払方法

施設利用料及びその他の費用は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、ご利用月の翌月末日に口座引き落とし又は振込依頼書にてお支払いください。なお、1ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

12. 苦情申し立て先

当施設のサービスに対して、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設事務所（窓口担当者：生活相談員）までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も行っていますのでご利用ください。責任を持って調査、改善させていただきます。

法人窓口 本部 島尻 総一 0576-52-1279

また、下呂福祉会では第三者委員会を設置し、同様の受付をしております。

（福）下呂福祉会第三者委員会

山田 和夫 0576-32-3804

長尾 信行 0576-35-2140

なお、下記でも受け付けることができます。

下呂市福祉部（高齢福祉課） 0576-53-0153

岐阜県国保連合会介護保険苦情相談窓口 058-275-9826

13. 協力医療機関

医療機関の名称	下呂市立金山病院
所 在 地	岐阜県下呂市金山町金山973番地6
電 話 番 号	0576-32-2121
診 療 科	内科・外科・整形外科・脳外科・小児科・歯科・耳鼻科
入 院 設 備	有
救 急 指 定 の 有 無	有

14. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームかなやまサニーランド消防計画」に基づき対応を行います。			
近隣との協力関係	地元地域の金山第一区自主防災会（諏訪町・白山町）の協力体制により、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームかなやまサニーランド消防計画」に基づき、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個所数	設備名称	個所数
	スプリンクラー	あり	防火扉	3個所
	非常階段	あり	屋内消火栓	11個所
	非常用すべり台	あり	消火器	18本
	自動火災報知機	あり	非常放送設備	あり
	誘導灯	48個所	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	3箇所		
カーテン、布団などは防炎性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	消防署への届け出日：令和6年4月1日 防火管理者：二村 一範			

15. 個人情報の使用許可

- ①介護サービスの提供に、利用者及びご家族の在宅においての行動・身体及び介護状態等の個人情報（以下「個人情報という」）を用いることがあります。
- ②施設の管理・運営を目的として個人情報を用いることがあります。
上記については当施設の利用契約締結をもって許可承諾を頂いたものとし、その情報については契約書第11条第1項から第3項の取り扱い（秘密保持）をいたします。

上記①の例示…介護提供に必要な個人情報の利用目的

(施設内部での利用)

- ・施設で提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・入退所の管理
- ・会計、経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者への介護サービス向上

(施設外部への利用)

- ・当該利用者の介護サービス提供にあたり、施設利用前の居宅事業所等への状況確認
- ・家族等への心身状態の説明
- ・その他の業務委託（給食業者への身体状況報告）
- ・介護給付審査支払機関への請求事務
- ・損害賠償保険などの保険会社等への相談または届出

上記②の例示…介護サービス提供以外の利用目的

- ・介護サービス全体の業務維持、改善のための基礎資料
- ・施設で実施する介護実習生による研修への協力
- ・ボランティア団体による施設支援活動への協力
- ・施設の業務及び諸行事の広報活動を目的とした当該利用者の肖像に関する情報

16. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有・ 
(2) 実施年月日（直近実施日）	
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

17. 当施設ご利用の際に留意していただくこと

来訪・面会	来訪者は、面会時間（8：30～20：00）を守っていただき、必ずその都度記録簿に記入してください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出（受診など）	外出の際には、必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設敷地内での喫煙はお断りします。飲酒はできますが、職員にご相談のうえ、指示に従ってください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。またむやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	個人の持ち物は職員が確認させていただきますが、不要なものの持ち込みはご遠慮ください。また、持ち込まれる場合には必ず記名を確実に行ってください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
飲食物の持込み	職員にご相談ください。生ものはご遠慮ください。

18. 改定について

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項及び法改正に伴う事項については、通知をもって同意を頂いたものとする場合もあります。ただし、変更事項に同意できない場合は、契約を解除できるものとします。

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けたことを確認し、サービス提供に同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

説 明 者 社会福祉法人 下呂福祉会 職名 _____

氏 名 _____ 印

かなやまサニーランド施設長 様